

これまでのわいせつ行為根絶検討委員会での主な意見

<わいせつ行為根絶検討委員会（第1回） 令和元年6月11日（火）>

○「新たな公表のあり方」に求められる要件

- ・ 学校側の対応や被害者の周囲の状況など、外的要因も分析する必要がある。

○整理・分析の方法

【分析する事案の件数】

- ・ 昔の事案から分析する方が複数の類型を分析できるので、過去10年間の事案を分析する必要がある。

【分析結果の公表方法】

- ・ 10件以上の事案を対象に重要な要因だけを抽出することで、個別のケースは特定されない。実際の公表範囲は整理・分析した上で判断してはどうか。

【今後のとりまとめに向けた意見】

- ・ 小・中学生と高校生では加害者と被害者の関係性が少し異なる。
- ・ これまで行われてきたわいせつな行為の研修等は性犯罪的なものを中心にしていたが、教職員と生徒との間で一定の関係性を構築した上でわいせつな行為まで及んでいる事案が存在している。
- ・ 小・中学校では保護者が学校に関わる機会が多く、教職員から保護者に連絡するケースもあるが、高校だと保護者と学校との関係が希薄なため教職員も保護者に相談しにくい状況がある。
- ・ 児童・生徒自身が何も話せない場合には教職員の同僚が気付くことが期待される。同僚が校長などに相談しやすい環境が重要である。
- ・ 17歳以下の子に性的なアプローチをすること自体が、子どもの性的な自己決定権を侵害することになる。教職員という立場は児童・生徒を保護する立場であり、絶対的に許されない。
- ・ 現場では携帯電話やLINEでのやり取りが便利で生徒や保護者との関係性を築くのに役立っているが、常に危険が伴っていることを認識しなければならない。
- ・ 高校の場合は特に大きな職員室がなく1対1になりやすい環境や外から見えない環境が多いため、物理的環境に特に注意を払う必要がある。
- ・ 加害教職員に対する周囲の評価は良い印象があっても、実際にはわいせつな行為を起こしており、周囲の同僚がお互いにもっと関心を持つべきである。

<わいせつ行為根絶検討委員会（第2回） 令和元年8月8日（木）>

○個別事案の分析

- ・ 教職員が責任を抱え込むタイプと逆に児童・生徒に対して無責任に対応しているタイプがみられる。教職員の関係の持ち方が要因となっている。

- ・ 性暴力的な事案は、たまたま教職員が手近にいた子どもに手を出した形であり、一般的な性暴力の加害者に近い。
- ・ 動機として性依存や支配的な性格なのか、純粹に性的欲求なのか、あるいはその組み合わせになっているのか、様々なケースが存在している。特徴がわかるような分類が必要である。
- ・ 被害者の置かれた環境が複雑に絡み合っている。保護者に認識してもらいたい情報もある。
- ・ 教職員は暴行脅迫を使わなくてもわいせつな行為に至ることができる。「アメとムチ」を使い分け、児童・生徒を支配しており、教職員の勘違いを生み出している。

○公表方法のイメージ

- ・ 細かい事実を記載するより、分類して本質的なことを抜き出すことができれば再発防止策も考えやすい。
- ・ 全体的な行為の状況をデータにて示し、それに加えて類型とそれに対応する主たる動機、主たる問題点など、傾向と対策を記載する形がよい。

<わいせつ行為根絶検討委員会（第3回） 令和元年9月10日（火）>

○事案の類型の考え方及び類型ごとの分析

- ・ 類型の名称について、関係性・てなづけ型、関係性・救済願望型、性嗜癖・性暴力型、性嗜癖・盗撮型といったように、関係性と性嗜癖という大きな分類で記載した方がよい。
- ・ 類型ごとに示すことにより教職員が児童・生徒の自己承認欲求を巧みにコントロールしていることが明確になった。
- ・ 未然防止のためにも、類型をわかりやすい名前にするなど、伝わりやすいようにする必要はある。

○4つの壁による整理

- ・ 4つの壁の理論を使うことで性問題行動のプロセスや対応策を整理しやすい。
- ・ 「壁」という表現は伝わりにくい印象がある。「壁」より「バリア」という方が伝わりやすい。
- ・ 理論として示されているものであり、性問題行動のプロセスが壁を乗り越えるというイメージも理解できるので「壁」という表現でよい。